

JAこうか相続定期貯金

あったか家族

取扱期間 令和5年 4/3[月] ▶▶ 令和6年 3/29[金]

JAこうかが
大切にお預かりいたします。

ご家族より受け継いだ
まごころのこもるご資産

相続された資金を100万円以上お預けいただいた個人の方

組合員で本人様
および
組合員ご家族

年 **0.15%** (税引後 年0.119%)

※期間中に組合員にご加入された場合も対象とさせていただきます。

預入期間1年
適用利率

組合員以外の方

年 **0.08%** (税引後 年0.063%)

●ご契約時に確認させていただく書類 (当JA以外の金融機関で相続手続きをされた方)

① 金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 (いずれかお一つ必要となります。)

- 金融機関に提出した依頼書等の写し
- 被相続人名義の解約済通帳と口座解約計算書の写し

② お預け入れされる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類 (いずれかお一つ必要となります。)

- 戸籍謄本の写し
- 遺言書 (公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの) の写し

③ お預け入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 (いずれかお一つ必要となります。)

- 金融機関に提出した依頼書等の写し
- 被相続人名義の解約済通帳と口座解約計算書の写し
- 遺言書 (公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの) の写し
- 金融機関発行の計算書等の写し
- 遺産分割協議書のある方は写し

※当JA以外の金融機関で相続手続きをされた方は、上記①～③の確認書類が必要となります。当JAで相続手続きをされた方は、上記①～③の確認書類は不要です。

■ご利用いただける方

金融機関 (当JA以外の金融機関を含む) での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した金額を原資としてお預け入れいただける個人の方

■対象商品

スーパー定期貯金1年 (自動継続)
大口定期貯金1年 (自動継続)

■お預入金額

100万円以上で相続により取得した金額の範囲内
※ただし相続完了後1年以内の資金に限ります。(当JA以外の金融機関での相続資金も対象といたします。)

ご留意事項

●表示の金利の適用は初回満期日までとし、満期日以後は継続日における店頭表示金利を適用いたします。●期限前解約をされる場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。●お利息に20.315% (国税15.315%・地方税5%) の分離課税がかかります。●本商品は金利情勢等の変化により、期間中であっても金利を変更または取扱いを中止する場合があります。●組合員に加入するには一定の条件があります。●店頭で説明書をご用意しています。

くわしくはJA窓口、
または渉外担当者におたずねください。

 **JAこうか**
<https://ja-kouka.shinobi.or.jp/>

JAこうか |

検索

担当者

水口支所 TEL.0748-62-1209
伴谷支所 TEL.0748-62-0130
貴生川支所 TEL.0748-62-2021
土山支所 TEL.0748-66-1151

甲賀支所 TEL.0748-88-4371
甲南支所 TEL.0748-86-3071
信楽支所 TEL.0748-82-1165
湖南支所 TEL.0748-72-1235

石部支所 TEL.0748-77-2025
金融部 信用課 TEL.0748-62-0382